

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

西 田 真 之

序

本稿は、満洲における妾に焦点をあて、同地にて法典を編纂する過程で生じた妾の法的諸問題について比較法史の見地から検討を試みるものである。筆者は、これまで広義の東アジアにおいて独立国としての立場を保持しながら近代法継受を行った日本・中国・タイを対象に、各国での妾をめぐる法的諸問題につき検討し、それぞれ近代法典の編纂過程で一夫一婦制を建前とする法文を民事法典及び刑事法典の中に設けつつも、実際のところ法文の解釈や判例での扱われ方を見ると、夫が正式に娶った妻以外に、正式な婚姻儀式や手続きを経ずして双方の許諾や同意の下で性行為及び扶養関係を有する女性を妾として有することを消極的ながらも暗に容認する体制、即ち一夫一婦容妾制が形成されていたことを明らかにした⁽¹⁾。

広義の東アジアという視点から、満洲における妾の法的諸問題に目を転じると、満洲での立法作業に携わった千種達夫は、法文上は一夫一婦制を原則として掲げながら、妾は明文で規定することなく、間接的に妾を保護する規定を設けたことを書き記している⁽²⁾。そのため、日本や中国と同様に、満洲においても法典を編纂する際に妾の取り扱いをめぐり議論がなされ、その結果として一夫一婦容妾制が形成されたようにも見受けられるが、妾を暗に容認するための規定のあり方には、それぞれの立法で相似する部分と相違する部分がある。そこで、本稿では特殊な法領域として日本の統治下におかれた満洲における妾に

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

関連する法文を中心に、日本や中国の法文と比較しつつ、満洲での妾をめぐる立法状況を整理しながら考察してゆく。

満洲の法体制を考察したものや概説書の類としてはいくつか先行研究が示されているが⁽³⁾、本稿で考察の対象とする妾自身の法的問題を見るためには、民事法の領域と刑法の領域双方の分野に跨る複合的な観点から検討を加える必要がある。例えば、満洲での親属継承法においては重婚の禁止規定の有無と共に妾と関係を有した夫に対し妻が離婚を訴えることが認められたのか否かという夫婦間の離婚事由が問題となるし、刑法の分野では夫と妾との関係が重婚罪或いは姦通罪として罪に問われ得るものであったのかという点にも着目しなければならない。さらに、法文上規定されていた親属に妾が含まれていたのかという問題に関連し、妾に対する親属に関する規定の適用の可否に関しても重要ななる⁽⁴⁾。そこで、本稿では満洲における立法状況を詳らかにしつつ、妾に関する刑事法及び民事法での法文や法学者による見解につき概説書による著述や当時の法学雑誌での論説、さらに満洲国司法部による『親属継承法要綱審議録』や早稲田大学図書館所蔵の千種達夫文書などの資料を活用しながら、立法者が満洲において妾をめぐりどのような法体制を構築しようとしていたのかを見てゆくこととしたい。

表記方法については、原則として次のように統一する。先行研究では、当時の表記に倣い「満洲国」や「満洲帝国」という表現を用いているものもあるが、満洲は傀儡政権であることや、中国語で「偽滿」と表現されることにも鑑み、便宜上文献の引用部分を除いては単に「満洲」と記す。漢字は新字体を使用し、適宜句読点を附す。また、年号は西洋暦で統一する。当時の文献で既に邦訳がなされているものは当時の片仮名交じりの表記に倣い引用し⁽⁵⁾、文字の判別がつかなかった箇所は○で示す。平仮名交じりの文体で訳を表記した部分は、筆者が翻訳した箇所である。

1. 刑法

(1) 立法過程

満洲において建国宣言が出されたのは、1932年3月1日である。その後、教令第3号「暫行援用從前法令之件」（「暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件」）が出されたが、第1条で「從前施行之法令限于与建国主旨国情及法令不相抵触之条項一律援用之。」（「從前施行セル法令ハ建国ノ主旨国情及法令ニ抵触セサル条項ニ限リ一律ニ之ヲ援用ス。」）と規定されたことにより、中華民国刑法が援用されることになった。

1934年には司法部が満洲刑法典修訂の根本計画を行い、本格的に立法に向けて動きが加速してゆく。同年の年末には東京地方裁判所判事の城富次が参事官に確定し、翌1935年に泉二新熊が審核に就任した⁽⁶⁾。1935年9月からは城富次の手による第一次草案の起草作業が進められ、年末には脱稿した。翌1936年には泉二新熊を中心に草案が審議され、清水鼎良・城富次・飯塚敏夫による整理案の作成が進められ、6月に整理案が脱稿された。同年8月には司法部としての確定案が完成、12月に総務司長会議の議、各部大臣の閣議、参議府の御前会議に附され、1937年1月4日勅令第1号として刑法典が公布された。また、同年3月11日に刑法施行法が公布された。

(2) 親属の範囲・姦通罪・重婚罪

刑法上の観点からは、まずは親属の範囲と妾の問題が挙げられる。満洲刑法典の親属相盜の規定を見てみる。

第 246 条

於直系親属或配偶者間犯本章罪者免除其刑。於其他親属間犯本章罪者俟告訴乃論。

(直系親族又ハ配偶者ノ間ニ於テ本章ノ罪ヲ犯シタルトキハ其ノ刑ヲ免除シ、其ノ他ノ親族ノ間ニ於テ本章ノ罪ヲ犯シタルトキハ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ズ。)

親属相盜の規定に依ると、親属の関係にある者は仮に窃盜罪を犯したとしてもその刑が免除されることになるが⁽⁷⁾、ここで親属の範囲に妾が含まれ、法文の効果が妾に適用されるか否かという問題が生ずる。親属の範囲については刑法施行法に下記の条文が置かれた。

第 19 条

刑法称親属者謂左列之人。

(刑法ニ於テ親族ト称スルハ左ニ掲グル者ヲ謂フ。)

一 直系血親四親等内之旁系血親及此等人之配偶

(1 直系血族、四親等内ノ傍系血族及此等ノ者ノ配偶者)

二 配偶

(2 配偶者)

三 三親等内之姻族

(3 三親等内ノ姻族)

当該条文では妾の文言が含まれていないことから、妾は親属に含まれるものとしては想定されていなかったと考えられる。では、この刑法典の成立によつて、妾の存在は否定されたのだろうか。姦通罪及び重婚罪の条文から見てみよう。

満洲刑法典の姦通罪及び重婚罪については、それぞれ次のように規定された。

満洲における妻をめぐる立法状況の点描

第 184 条

有夫之婦与人通姦者，処二年以下徒刑。其相姦者，亦同。

(有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ徒刑ニ処ス。其ノ相姦シタル者亦同ジ。)

前項之罪俟夫之告訴乃論。但夫縱容或宥恕其通姦或以惡意遺棄其妻者其告訴為無効。

(前項ノ罪ハ夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ。但シ夫姦通ヲ縱容若ハ宥恕シ又ハ惡意ヲ以テ妻ヲ遺棄シタルトキハ告訴ハ其ノ効ナシ。)

第 185 条

有配偶而重為婚姻者，処二年以下徒刑。其相婚者，亦同。

(配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ為シタルトキハ二年以下ノ徒刑ニ処ス。其ノ相婚シタル者亦同ジ。)

まず、姦通罪の規定であるが、姦通罪で処罰対象となっているのは、「有夫之婦」（有夫ノ婦）であり、夫が処罰されることは想定されていない。当時の世界各国における姦通罪の規定方法をめぐる立法例を見ると、主に4つの形式があった。即ち、法律上姦通を罪とは見ないもの（例：イギリス）、姦通罪を夫婦平等に処罰するもの（例：ドイツ）、夫婦を処罰するものの夫婦間で処罰に差を設けるもの（例：フランス）、妻の姦通のみを処罰するもの（例：日本）であった⁽⁸⁾。

では、日本・中国・満洲における刑法典では、姦通罪の処罰対象はどのようにになっていたのだろうか。各刑法典での立法状況を整理すると次のようになる。

【日本・中国・満洲の法文比較】

・刑法典－姦通罪

日本：1907年	中国：1928年	中国：1935年	満洲：1937年
<p>第 183 条 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス。其相姦シタル者亦同シ。</p> <p>前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス。但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ効ナシ。</p>	<p>第 256 条 有夫之婦与人姦通者，處二年以下有期徒刑。其相姦者，亦同。（有夫の婦で人と姦通した者は、2年以下の有期徒刑に処する。その相姦者も亦同じ。）</p>	<p>第 239 条 有配偶而与人通姦者，處一年以下有期徒刑。其相姦者，亦同。（配偶者を有する者で人と姦通した者は、1年以下の有期徒刑に処する。その相姦者も亦同じ。）</p>	<p>第 184 条 有夫之婦与人通姦者，處二年以下徒刑。其相姦者，亦同。（有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ徒刑ニ処ス。其ノ相姦シタル者亦同ジ。）</p> <p>前項之罪俟夫之告訴乃論。但夫縱容或宥恕其通姦或以惡意遺棄其妻者其告訴為無効。（前項ノ罪ハ夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ。但シ夫姦通ヲ縱容若ハ宥恕シ又ハ惡意ヲ以テ妻ヲ遺棄シタルトキハ告訴ハ其ノ効ナシ。）</p>

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

姦通罪での処罰対象を見ると、各々の法典での特徴が浮彫りとなる。例えば、中国での規定を見ると1928年刑法では「有夫之婦」のみを処罰する規定が置かれていたが、1935年刑法においては夫婦平等に姦通罪の処罰対象に含めるように転換している⁽⁹⁾。中国の1935年刑法での法文改正の動きにおいても見受けられるように、当時の姦通罪に関する世界各国の立法例に照らしても、婦人のみを処罰対象とする極端な不平等主義は徐々に少なくなっている傾向にあった。にもかかわらず、満洲刑法典は日本のように婦人のみを処罰する不平等主義を採用している⁽¹⁰⁾。この点につき、「妻のみに対して義務を強ひることは不合理であるが、現在の満洲国の家族制度と文化標準は夫婦平等の処罰を為すことを妥当とする情態に至つてないであらう。」⁽¹¹⁾と考察するものもあつたが、満洲刑法典にて当該法文が置かれたことは、夫が例え妻以外に妾を蓄えたとしても、姦通罪により処罰されることはないことを意味した⁽¹²⁾。

統いて重婚罪であるが、当該規定も妾を有した夫に対して適用されることは無かった。この点については、立法に携わった飯塚敏夫が「蓄妾の風、同居の俗は然ることながら、漢人間では妻妾嚴として有別、邦人の所謂第二夫人は妾であつて妻ではない。邦人の見解を以て濫に異俗の漢人を推薦し、重婚呼ばはりをするのは感心しない。」⁽¹³⁾と指摘している点が注目される。さらに、当時の民籍をめぐる問題について「妾亦生婚姻關係乎、倘生婚姻時是否應構成重婚罪。」（妾モ婚姻關係ヲ生ズルヤ、婚姻關係ヲ生ズルモノトセバ重婚罪ヲ構成スペキモノニ在ラズヤ。）との質疑があった際に、「不生婚姻關係。」（婚姻關係ヲ生セズ。）との解答が示されていることからも、妾との関係は婚姻関係と見做されていなかつたことが明らかである⁽¹⁴⁾。

このように、刑法上は妾についての文言が盛り込まれてはいないものの、姦通罪及び重婚罪双方の規定の解釈に依ると、夫は妻以外に妾として他の女性と関係を有したとしても、処罰されないこととなり、暗に夫が妾を有することを容認している形態となっている。

2. 親属継承法

(1) 立法過程及び慣習調査の経過

満洲における民法典は、1937年6月17日に勅令第130号として公布されたが、これは総則・物権・債権の3編により成るものであり⁽¹⁵⁾、親属編・継承編は引き続き中華民国民法典が援用されることとなった⁽¹⁶⁾。1938年9月に千種達夫が司法部参事官として赴任し、朱廣文と共に起草委員に任命され、林鳳麟の協力の下で単行法として親属継承法の立法作業が開始された⁽¹⁷⁾。翌1939年3月に民事法典審議委員会を設置⁽¹⁸⁾、6月には最高法院次長井野英一を委員長とする第1次小委員会及び第1次大委員会を開催し、立法の要綱の作成が開始された。1941年には民事司長万歳規矩樓を委員長とする第1次・第2次起草委員会、さらに最高法院長井野英一を委員長とする第2次小委員会が開催され、翌1942年1月に第3次起草委員会・第3次小委員会が開催された。同時期には、満洲各地の慣習の調査をするための項目が数度の改訂を経て整理され、調査の実態も踏まえ1942年2月9日に親属継承法要綱が決定された⁽¹⁹⁾。

親属継承法の立法に際して、千種は男女平等の問題や離婚事由の規定と共に、法文の中における妾の問題の扱い方をめぐっては慎重に検討する必要がある旨を指摘している⁽²⁰⁾。興味深い点として、千種達夫文書の『康徳六年起 親族相続立法資料』内に『親属法草案之説明』及び当該文書を和訳した『親族法草案ノ説明』が所収されていることが挙げられる。これは、中国において1928年に新たな親属法草案が示された際に、国民政府法制局が公表した内容と同一のものであるが⁽²¹⁾、納妾に関して附された説明では、次のような記述がなされている。

納妾問題

納妾之制，不独違反社会正誼，抑害家庭和平，衡以現代思潮及本党党義，應予廢除，蓋無疑義，故本案不設容認妾制之明文，以免一般社会妄疑此制之可以久存或暫存，惟以明文禁止納妾，似亦宜俟諸單行法令，而不能僅僅假手於親屬法，緣廢妾之律，為貫達其目的起見，勢不能不置設諸種關於納妾之刑事制裁及行政处分故也。至於既存之妾及其子女，於廢妾之單行法令未頒行以前，究居如何地位，則擬由法院斟酌社会情形，為之解釈，以補律文暫時之闕。

(納妾ノ制度ハ、独リ社会ノ正誼ニ違反セルノミナラズ、実ニ家庭ノ平和ヲ危害スルモノナルヲ以テ、現代思潮及本党ノ党義ニ〇リ廢除スペキモノナルハ、蓋疑義ナキトコロナリ。故ニ本案ハ妾制度ヲ容認スルノ明文ヲ設ケズ、一般社会ヲシテ此ノ制度ノ久存又ハ暫存シ得ベキモノナリトノ妄疑ヲ除去シメタルモ、明文ヲ以テ納妾ヲ禁止スルハ、單行法令ヲ俟ツテ之ヲナスベキモノナルヲ適當トスルガ如ク、僅カニ親族法ヲ以テシテハ不可能ナリ。廢妾法規ハ、其ノ目的ヲ貫達センガタメニハ、勢ヒ諸種ノ納妾ニ関スル刑事制裁及行政处分ヲ設置セザル能ハザルガ故ナリ。既存ノ妾及其子女ハ、廢妾ノ單行法令公布以前ニ付テハ、法院ニ於テ社会事情ヲ斟酌シ、之ガ解釈ヲナシ、以テ法文一時ノ闕ヲ補ハントス。)

これは中国での親属法草案の趣旨を説明したものであるが、同文書が満洲親属継承法の立法資料に収められていることにつき、満洲における妾に関する立法との関連では、妾を直接保護するための明文規定は設けないものの、間接的な保護規定を与える旨の指針が早い段階より固まっていたことを物語っているものとして、重要な意味合いを有しているものと言えよう。

満洲で実施された慣習調査では、妾についても調査対象となっている。慣習調査は複数回に分けて行われており、第1次調査は1939年度・1940年4月に蒙古興安4省の各2旗計8旗と熱河省4旗を、第2次調査は1940年末に満・漢・朝鮮人・白系ロシア人、41年に回教徒を、第3次調査は1941年10月・1942

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

年9月に満洲旗人・蒙古人・漢人を、それぞれ対象とした実地調査を行い、さらに1940年11月には全国の地方法院・主要地区法院33箇所及び全国各県旗の協和会に調査を依嘱し、他にも大学専門学校の満系学生⁽²²⁾に夏休みの課題として学校を通じて証書類の収集を依嘱、法院に対しても親属継承法の判決・裁判所の証拠として出された証書類の写しの送付を依嘱し、調査を実行した⁽²³⁾。この内、哈爾浜地方の漢人・ロシア人の慣習と延吉地方の漢人の慣習、延吉及び輯安地方の朝鮮人の慣習の調査結果については戦前に刊行され⁽²⁴⁾、戦災を免れた興安北省海拉爾市・興安南省王爺廟街・興安西省阿魯科爾沁旗・熱河省喀喇沁左・右・中旗及び翁牛特右旗・興安東省・興安東省莫力達旗・興安北省索倫旗・興安西省奈曼旗・興安東省阿榮旗・興安南省東科中旗・扎賚特旗・興安北省西新巴旗・新京特別市・吉林・蓋平・齊齊哈爾・雙城の各地方での蒙古人・回教徒・満漢人・満洲旗人を対象に行われた調査結果は、調査の中心的役割を果たした千種の手により出版された⁽²⁵⁾。

具体的な慣習調査の経過を見てみると、調査の実施時期により調査項目につき若干の差異が見受けられる。整理すると次のようになる⁽²⁶⁾。

【慣習調査項目】

・妾

『慣習調査項目』(康徳六年十二月六日印刷 司法部参事官室)【1939年】	『満洲家族制度の慣習調査(日本内地人学生調査項目)』(康徳七年七月 新京法政大学)【1940年】	『司法部親属継承慣習調査録』(第八次調査項目満文版 康徳七,一一,一印刷)【1940年】	千種達夫『満洲家族制度の慣習III』【1967年】
一、ドウイフ場合ニ妾(第二以下ノ妻)ヲ貰フカ ドウイフ理由デ妾ニナルカ	一、妾ハドウイウ場合ニ貰フカ	一、妾之原因, (1)納妾, 係由於如何之原因乎, (2)為妾, 係由於如何之原因乎,	1. 妾の原因 (1)どういう原因で妾を貰うか (2)どういう原因で妾になるか
二、調査地域デ幾夫婦ノ内妾ヲ有スルモノハ何人カ	二、妾ヲ貰フ場合結納ヲ交付スルカ 式ヲ挙ゲルカ 式ハ結婚式ノ場合ト異ルカ	二、納妾与父母妻, (1)納妾要妻之同意乎, (2)妻, 有為夫納妾者乎, (3)納妾, 要父母之同意乎, (4)父母, 有為子納妾者乎,	2. 納妾と父母, 妻 (1)妾を貰うには妻の同意を要するか (2) (イ)妾は夫のために妾を貰うことがあるか (ロ)一般的の場合子のないとき夫が妾を貰うことを妻は好むか (3)妾を貰うには父母の同意を要するか (4)父母は子のために妾を貰うことがあるか

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

<p>三、妾ヲ貰フニハ妻ノ同意ヲ要スルカ 父母ノ同意ヲ要スルカ</p>	<p>三、妾ハ妻ヨリ低イ家庭ヨリ 貰フカ 妾ノ家庭ニ於ケル地位ハ 妻ヨリ低イカ 妾ト妻ト家庭ノ仕事ノ分 担ハ異ルカ</p>	<p>三、納妾之手続, (1) (甲)納妾時, 交付金錢, 其他之財物否, (乙)右之金錢, 其他之財 物, 交付何人, (丙)右者以身価之意味 而交付乎, (丁)其他尚以如何之意 味, 而交付乎, (与聘財比較)</p>	<p>3. 納妾の手続 (1) (イ)妾を貰う場合金錢, その他の財物を交付する か (ロ)右の金錢その他の財 物は何人に交付するか (ハ)右は身価の意味を もって交付するか (ニ)その他いかなる意味 をもって交付するか(結 納と比較すること) どのくらい交付するか (2)式を挙げるか</p>
<p>四、(1)妾ヲ貰フ場合結納ヲ 交付スルカ (2)式ヲ挙ゲルカ (3)右(1)(2)ハ結婚式 ノトキト異ルカ (4)若異ルトセバ其ノ詳 細ノ説明</p>	<p>四、妾ヲ有スル場合夫婦生活 ハドウシティルカ</p>	<p>四、妾之地位, (1)妾, 通常由比妻為低 之家庭納之乎, (2)妾於家庭之地位, 与 妻如何不同,</p>	<p>4. 妾の地位 (1)妾は通常妻より低い 家庭から貰うか (2)妾の家庭に於ける地 位は妻とどういうふうに 違うか</p>

<p>五、(1)妾ハ通常妻ヨリ低イ 家庭ヨリ貰フカ (2)妾ノ家庭ニ於ケル地位ハ妻ヨリ低イカ (3)妾ト妻トハ家庭ノ仕事ノ分担ハ異ルカ</p>	<p>五、妾ノ制度ハ廢スルガヨイ ト考ヘルカ (其ノ利害等ヲ農民ガドウ考ヘテイルカ聞クコト)</p>	<p>五、家庭生活状態, (1)有妾之場合、夫婦之生活如何, (2)無因納妾而家庭内發生不和者乎, (3)因為不和、家庭内生如何之状態乎,</p>	<p>5. 家庭生活状態 (1)妾を有する場合夫婦生活はどうしているか (2)妾を貰ったため家庭内に不和を生ずることはないか (3)不和のため家庭内にいかなる状態を生ずるか</p>
<p>六、(1)妾關係ハ (イ)夫ノ一方的意思ニヨリ解除スルコトヲ得ルカ (ロ)妾ノ一方的意思ニヨリ解除スルコトヲ得ルカ (2)妾關係ヲ解除シタ場合妾ニ生活費又ハ賠別費(慰籍料)ヲ供スルコトヲ要スルカ</p>	<p>六、妻ノ子ト妾ノ子トヲ一般ニ差別待遇ヲシテイルカ</p>	<p>六、夫与妾之財産関係, (1) (甲)妾之私有財産、与妻之私有財産関係同様乎 (乙)若不同時、於何点不同, (2) (甲)夫与妾之財産契約、与夫婦財産契約関係同様乎、 (乙)若不同時、於何点不同, (3) (甲)夫与妾之財産管理使用収益处分、与夫与妻之場合同様乎、 (乙)若不同時、於何点不</p>	<p>6. 夫と妾との財産関係 (1)妾の私有財産は妻の私有財産関係と同様か (2) (イ)夫と妾との財産契約は夫婦財産契約と同様か (ロ)異なるとせばどういう点が異なるか (3) (イ)夫と妾との財産管理使用収益处分は夫と妻との場合同様か (ロ)異なるとせばどうい</p>

<p>七、正妻死亡シタ後妾ハ正妻ニ直ルコトガアルカ アルトセバドンナ手続ニ依ルカ</p>	<p>七、妾以外ノ女トノ間ニ生レタ私生子ト妾ノ子トハ一般ニ差別待遇ヲシテイルカ</p>	<p>同, (4) (甲)男方与妾之債務清償關係, 与夫与妻之場合同様乎, (乙)若不同時, 於何点不同, (5) (甲)因妾關係之解消, 或因男方之死亡而適他家之妾, 能否与妻再婚之場合同様將私有財產持去, (乙)如与妻之場合不同時, 何点差異,</p>	<p>う点が異なるか (4)男方と妾との債務弁済関係は夫と妻との場合と同様か (5) (イ)妾關係の解消または男方死亡により他家へ行った妾は妻が再婚した場合と同様私有財産を持ち去ができるか (ロ)妻の場合と異なるとせばどういう点が異なるか 7. 扶正 (1)正妻の死後妾が正妻になる(扶正)ことがあるか (2)ありとせば儀式を挙げるか (3)挙げるとせば普通の結婚の儀式とどんな点が違うか</p>
--	---	--	--

<p>八、(1)妾ヲ有スル場合夫婦生活ハドウシテイルカ (2)家庭内ノ不和ヲ生ズルコトハナイカ</p>		<p>八、妾関係消滅、</p> <p>(1) (甲)妾関係、能依夫一方の意思解除之乎、 (乙)如其不然、有如何之事由時、始能解除乎、</p> <p>(2) (甲)妾関係、能係女一方の意思解除之乎、 (乙)如其不然、有如何之事由時、於能力解除乎、</p> <p>(3) (甲)夫死後、夫之父母、祖父母兄弟、妻、子女、家長等、能否遂出其妾、 (乙)如能時、係如何場合、</p> <p>(4) (甲)夫死後、妾自己能離去其家乎、 (乙)如能時、係如何之場合、</p>	<p>8. 妾関係の消滅</p> <p>(1) (イ)妾関係は一方的意愿により解除できるか (ロ)然らずとせばどんな事由あるとき解除できるか</p> <p>(2) (イ)妾関係は女の一方的意愿表示により解除できるか (ロ)然らずとせばどんな事由あるとき解除できるか</p> <p>(3) (イ)夫死後夫の父母、祖父母、兄弟、妻、子女、家長等は、妾を追い出すことができるか (ロ)できるとせばどういう場合か</p> <p>(4)夫の死後妾は自らその家を去ができるか</p>
---	--	--	---

<p>九、一般ノ人ハ妾ノ制度ハ廢スルガヨイト考ヘテイルカドウカ、其ノ理由ヲ詳細ニ</p>	<p>(5) 非因妾之責任之理由、使妾関係消滅之場合、對於妾要給以生活費或惜別費（慰撫費）乎、</p>	<p>九、納妾人之数 (1) 調査地域内、約若干夫婦或幾戸、中、有妾者、約若干人、 (2) 有妾者、以何階級職業者為多、</p>	<p>(5) 妾の責でない理由で妾関係を消滅させた場合妾に生活費または惜別費（慰謝料）を供することを要するか 9. 納妾者の数 (1) この地方（調査地域）でおおよそ幾夫婦または幾戸の内妾を有するものはおおよそ幾人か (2) 妾を有する者はいかなる階級職業のものに多いか 10. 妾制度の存廃 (1) 一般人對於妾之制度、以為宜廢止乎、 (2) 詳細説明其理由、</p>
--	---	--	---

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

項目に若干の差はあるものの、基本的には妾との親属関係や、妾の原因、納妾と父母・妻の同意の有無、納妾の手続き、妾の地位、家庭生活の状態、夫と妾との財産関係、扶正、妾関係の消滅、納妾者の数、妾制度の存廃の可否、といった調査項目が挙げられていることが確認できる。また、慣習調査と併せて、妾関係の証書や妾関係解消に関する証書の写しも収集の対象となっていた⁽²⁷⁾。

さらに、上記の慣習調査以外にも座談会が2回開催され、親属継承法の立法過程で女性からの意見が徵収されている⁽²⁸⁾。1回目は、1940年7月29日に国防会館において開催された。司法部からは朱廣文・千種達夫・林鳳麟が、女性側からは宋夫人（協和会首都本部参事夫人・57歳）・王夫人（司法部行刑司長夫人・37歳）・孫靜軒女士（道徳総会德育部長・54歳）・吳佩蘭女士（道徳総会講習班主任・35歳）・遼景新夫人（協和分会長春区長夫人・39歳）・陶景新夫人（商家・56歳）・王李雪亭女士（商家・42歳）が出席した。同座談会では、妾の実態、例えば妾となる場合やその理由、妻と妾の社会的地位の相違などが議論されている。その際、遼が「昔の夫婦間では男の権力が絶対的であつたから妾をとつてもよかつたが、現在では男女平等の点からいけない。」と否定的な見解を明らかにしている。さらに、千種が妾制度を将来的に認めるべきか、という問い合わせを発した際の回答では、孫が「娯楽のため貰ふのは良くありませんが子を得るために貰ふのは良いと思ひます。」と回答したのに対し、王李が「どんな場合でも妾を貰ふことはいけない。そのため嗣子制度があります。」、王が「子がない時は嗣子を貰へばよいと思ひます。娯楽のために妾を蓄へる者は、妾を愛するため沢山の金を遣ひますから税金を課す方がよろしい。」⁽²⁹⁾と、それぞれ発言している。

2回目の座談会は、1941年4月19日国都飯店にて李守仁の司会の下で開催、司法部からは朱廣文・千種達夫・林鳳麟・商濟剛が列席し、女性側からは王秀英（女子高等師専学校教授・33歳）・傅喜珍（民生部編審官佐・32歳）・孫惠卿（大同報社記者・26歳）・尚璧清（國務院官房事務員・25歳）・楊隱君（新京女子国民高等学校教諭・24歳）・張雲影（法律事務所事務員・20歳）・金薇（新京交通公社觀光係

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

員・19歳)・常向日(百楽蓄音機会社歌手・18歳)が参加した。ここでも妾の慣習について取り上げられている。司会の李が子どものいない場合に妾制度を採用することの是非を問うたのに対し、孫が「子供がないなら、兄弟の子供を養嗣子にすべきで、妾をとる必要はないと考えます。」「女子の側から観ても面白くありませんし、男子の側から観ても家庭の幸福上妥当でないでせう。」と批判、楊も「私は妾制度は全廃したいと存じます。」「男女は同権であります。男が妾を蓄へるなら、女も亦更にも一人夫を持つては如何でせう。」と否定的な意見を述べている。最終的には、王が「法律上には、妾について名文がない方がよい。」との見解を示した。

このような慣習調査や座談会を通じて女性から意見を徴収するのに併せて、親属継承法要綱が審議された。審議の段階では、妾につき1940年7月27日の実務家会同民事諮詢事項第3問の席上にて、「援用民法ニ照シ親属、継承法ノ立案上考慮スベキ点如何」に対する答申として、「(イ) 妾ノ制度ハ法律上認ムベカラズ。(ロ) 現在ノ妾及其ノ子女ノ法律上ノ地位ニツキ立法上考慮スル必要ガアル。(ハ) 妾ヨリ生レタ子女ニ対シテハ嫡出子ト同等ノ地位ヲ与ヘルコト。」との見解が示されていた⁽³⁰⁾。その後、妾を法文上認めることは好ましくないとして、現在妾であるものについては保護規定を設けるが、将来的な妾には保護規定を適用しないように附則で経過規定を設けることに決したが⁽³¹⁾、最終的に要綱では「妾ニツイテハ直接規定セズ、唯間接ニ保護スル規定ヲ設ケルコト」⁽³²⁾との方針が決定された⁽³³⁾。また、刑法典で見たように妾は親属としての扱いは受けないが、親属継承法要綱においては妾は慣習上家族として取り扱われ、法律上家族として保護する必要に鑑み、「妾ハ家族ニ準ズルコト」として、家族の範囲に含める措置が取られている⁽³⁴⁾。

要綱の決定に従い編纂された親属継承法は、勅令第216号として1945年7月1日に公布されたものの、終戦に伴い施行されることは無かった。要綱の方針により親属継承法では妾の文言を直接用いず、間接的に妾を容認する規定を

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

設けることとなったが、こうした手法につき一夫一婦制を建前としながらも現実問題として妾の保護もしなければならなかつた点が評価されている⁽³⁵⁾。具体的に、妾を明文で規定することを避けながらも、暗に妾の保護を図つた規定の内容を見てゆく。

(2) 親属と家族

まず、親属と家族に関連する規定として、親属継承法ではそれぞれ次のような条項が置かれていた。

第1条

左列之人為親属。

(次ニ掲グル者ヲ親属トス。)

一 血親

(1 血親)

二 配偶

(2 配偶者)

三 姻親

(3 姻親)

第4条

左列之人為姻親。

(次ニ掲グル者ヲ姻親トス。)

一 血親之配偶及配偶之血親

(1 血親ノ配偶者及配偶者ノ血親)

二 配偶之血親之配偶

(2 配偶者ノ血親ノ配偶者)

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

三 血親之配偶之血親

(3 血親ノ配偶者ノ血親)

第9条

家係指於同一家産下營生計之同宗親屬團體而言。

(家トハ同一ノ家産ノ下ニ生計ヲ營ム同宗ノ親屬團體ヲ謂フ。)

第10条

同家者除家長外均為家族。

(家ヲ同ジクスル者ハ家長ノ外ハ総テ之ヲ家族トス。)

称同一之姓与家長或家族營終身之共同生活者雖非親屬亦視為家族。

(同一ノ姓ヲ称へ家長又ハ家族ト終身ノ共同生活ヲ營ム者ハ親屬ニ非ザル者ト雖モ之ヲ家族ト看做ス。)

第1条では親屬の範囲を規定しているが妾は含まれておらず、姻親の範囲を規定する第4条においても妾の文言はない。しかし、第10条第2項の規定に依ると、妾は親屬の扱いは受けずとも、同居し共同生活を営む生活を送っていれば家族の一員と見做されることになる。同条につき類似している条項としては、1930年12月に公布され、翌年5月に施行された中華民国民法典での規定がある。親属繼承法の立法過程で作成された草案での文言と併せて比較してみると、次の通りである。

【中国・満洲の法文比較】
・家族の範囲に関する条文

中華民国民法典【1930年公布】	『親属繼承法 親屬編試案（千種）』（康徳一〇、一、三〇作成 康徳一〇、二印刷）【1943年】	『親属繼承法案（文語体）』（康徳一一、四、五、整理 康徳一一、四、五、印刷）【1944年】	『親属繼承法案』（康徳一一九月整理）【1944年】	親属繼承法【1945年公布】
<p>第 1123 条 家置家長。 (家には家長を置く。)</p> <p>同家之人除家長外均為 家属。 (家を同じくする人は 家長を除く外は均しく 家属とする。)</p> <p>雖非親屬而以永久共同 生活為目的同居一家者 視為家属。 (親屬ではない者でも 永久に共同生活をする 目的で一つの家に同居 する者は家属と見做 す。)</p>	<p>第 9 条 家ニハ家長ヲ置ク。</p> <p>家ヲ同ジウスル者ハ家 長ヲ除ク外總テ家族ト ス。</p> <p>同一ノ姓ヲ称ヘ生計ヲ 同ジウスル者ハ親屬デ ナイ者モ家族ト看做ス。</p> <p>備考 妾ニツキ更ニ適當ナ言 葉ヲ考慮スルコト。</p>	<p>第 10 条</p> <p>家ヲ同ジクスル者ハ家 長ノ外ハ總テ家族トス。</p> <p>同一ノ姓ヲ称ヘ家長又 ハ家族ト終身ノ共同生 活ヲ營ム者ハ親屬ニア ラザル者モ家族ト看做 ス。</p>	<p>第 10 条</p> <p>家ヲ同ジクスル者ハ家 長ノ外ハ總テ之ヲ家 族トス。</p> <p>同一ノ姓ヲ称ヘ家長又 ハ家族ト終身ノ共同生 活ヲ營ム者ハ親屬ニア ラザル者ト雖モ之ヲ家 族ト看做ス。</p>	<p>第 10 条</p> <p>同家者除家長外均為家 族。 (家ヲ同ジクスル者ハ 家長ノ外ハ總テ之ヲ家 族トス。)</p> <p>稱同一之姓与家長或家 族營終身之共同生活者 雖非親屬亦視為家族。 (同一ノ姓ヲ称ヘ家長 又ハ家族ト終身ノ共同 生活ヲ營ム者ハ親屬ニア ラザル者ト雖モ之ヲ家 族ト看做ス。)</p>

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

1943年1月30日に作成された千種による親属編の試案では、「妾ニツキ更ニ適當ナ言葉ヲ考慮スルコト。」⁽³⁶⁾と、備考が記されていることから妾の件につき起草段階より配慮されていたことが示されている。注目されるのが、親属継承法第10条第2項での家族の範囲を規定している条項は、中華民国民法典第1123条の「雖非親属而以永久共同生活為目的同居一家者視為家属。」（親属ではない者でも永久に共同生活をする目的で一つの家に同居する者は家属と見做す。）との文言に相似している点であり、草案が編まれる過程で親属継承法の文言へと形作られていることが見て取れる。このように一夫一婦制を建前としつつも、法文の解釈上では夫が妾を有することが暗黙の了解で認められることになっていることにつき、千種も中華民国民法典での条項を挙げた上で、満洲でも法的に妾に間接的な保護を与えるための規定を設けた旨を記している⁽³⁷⁾。

親属継承法にて妾が家族と見做されることにより、どのような法的効果が得られたのだろうか。妾自身に大きく関わり得る規定として、次のものが挙げられる。

第158条

左列之人間須相互扶養。

（次ニ掲グル者ノ間ニ於テハ互ニ扶養スルコトヲ要ス。）

一 直系血親

（1 直系血親）

二 夫妻之一方与同生計之他方直系血親

（2 夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系血親ニシテ生計ヲ同ジクスル者）

三 兄弟姉妹

（3 兄弟姉妹）

四 家長与家族

（4 家長ト家族）

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

五 家族

(5 家族)

即ち、妾は家族に見做されることにより、親属継承法第158条の規定に基づき扶養される範囲に含まれ、間接的な保護がもたらされることになる⁽³⁸⁾。

さらに、家産継承の効力という観点からは、親属継承法での下記の規定が重要な意味合いを持つ。

第190条

家産継承人須対被継承人之養子由繼承財產中為相當之分配。

(家産継承人ハ被継承人ノ養子ニ対シ繼承財產中ヨリ相当ノ分配ヲ為スコトヲ要ス。)

前項分配斟酌繼承財產狀態、養子由被継承人所受之贈与及其他一切情事定之。

(前項ノ分配ハ繼承財產ノ狀態、養子ガ被継承人ヨリ受ケタル贈与其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム。)

前二項規定於与被継承人居於第十条第二項之關係者準用之。

(前二項ノ規定ハ被継承人ト第十条第二項ノ關係ニ在ル者ノ為ニ之ヲ準用ス。)

妾の継承については、要綱で「被継承人ノ妾ニハ継承権ヲ認メナイコト、但シ被継承人ノ生前ニ受ケタ扶養ノ程度、被継承人カラ贈与ヲ受ケタ財產ソノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ相当額ヲ給与スペキモノトスルコト」と決し、妾を保護するためにある程度の財産給与を受けることを認める権利が与えられた旨が示されている⁽³⁹⁾。これを踏まえ、親属継承法第190条の内容を確認すると、ここでも妾の文言は表れてこないものの、同条第3項にて妾が家族の範囲に含められ得る規定が準用されることにより、継承財產の状態や贈与その他の事情に基づき、妾に家産の分配を受ける権利が認められることになる⁽⁴⁰⁾。満洲にて妾を間接的に保護するために置かれた規定の一つとして、注目されるものであろう。

(3) 重婚の禁止規定と裁判上の離婚事由

続いて、重婚禁止の条項及び裁判上の離婚事由の規定について見てゆく。

第 55 条

有配偶者不得重為結婚。

(配偶者アル者ハ重ネテ結婚スルコトヲ得ズ。)

重婚禁止の規定が置かれているが⁽⁴¹⁾、刑法上妾との関係では重婚罪の成立が否定されたのと同様に、親属繼承法の下でも「本案因取一夫一妻制之婚姻、所謂配偶自不含妾在内。」と、一夫一婦制の婚姻が採用されており所謂配偶者に妾は含まれない、との見解が附されており、妾との関係は婚姻関係とは見做されることはなかった⁽⁴²⁾。

さらに、裁判上の離婚事由をめぐっては、次の条文が置かれた⁽⁴³⁾。

第 78 条

夫妻之一方限於左列情形得向法院請求離婚。

(夫婦ノ一方ハ次ノ場合ニ限り離婚ヲ法院ニ請求スルコトヲ得。)

一 妻有不貞之行為時

(1 妻ニ不貞ノ行為アリタルトキ)

二 夫之行止甚係不檢時

(2 夫ガ著シク不行跡ナルトキ)

三 受配偶或其直系尊属甚不当之待遇時

(3 配偶者又ハ其ノ直系尊属ヨリ著シク不当ナル待遇ヲ受ケタルトキ)

四 自己之直系尊属受配偶甚不当之待遇時

(4 自己ノ直系尊属ガ配偶者ヨリ著シク不当ナル待遇ヲ受ケタルトキ)

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

五 配偶三年以上生死不明時

(5 配偶者ノ生死ガ三年以上明ナラザルトキ)

六 其他有難継続婚姻之重大事由時

(6 其ノ他婚姻ヲ継続シ難キ重大ナル事由アルトキ)

要綱においては、「裁判上ノ離婚原因ニツイテ日本民法改正案ト略同様ノ規定ヲ設ケルコト」と決定されている⁽⁴⁴⁾。ここで言うところの日本民法改正案とは、1939年7月に整理された人事法案のことであるが、同改正案で規定されていた裁判上の離婚事由は、次の通りであった。

第89条

夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ヲ家事審判所ニ請求スルコトヲ得。

一 妻ニ不貞ノ行為アリタルトキ

二 夫ガ著シク不行跡ナルトキ

三 配偶者又ハ其ノ直系尊属ヨリ著シク不当ナル待遇ヲ受ケタルトキ

四 自己ノ直系尊属ガ配偶者ヨリ著シク不当ナル待遇ヲ受ケタルトキ

五 配偶者ノ生死ガ三年以上分明ナラザルトキ

六 其ノ他婚姻ヲ継続シ難キ重大ナル事由存スルトキ

ここでの規定内容を比較すると、日本の人事法案の規定が、そのまま満洲での親属継承法の条文に反映されていることが見て取れる。重要な点として、日本及び満洲では共に夫婦間の離婚事由につき、第1号と第2号で異なっていることが挙げられる。この規定により、妻が夫以外の男性と通じた場合は夫側の離婚提起事由となるが、夫は妻以外の女性と関係を有したとしてもそのことを理由として妻は離婚を提起することが出来ないこととなり⁽⁴⁵⁾、夫が妾を有することが暗に認められる法文となっていることが分かる。

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

日本・中国・満州での夫婦間の離婚事由をめぐる法文を改めて比較整理をすると、次のようになる。

【日本・中国・満洲の法文比較】
・民法典—夫婦間の離婚事由規定

日本（明治民法）：1898年	中国：1930年	日本（人事法案）：1939年	満洲：1945年
第813条 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り 離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得。	第1052条 夫婦之一方以他方有左列情形 之一者為限得向法院請求離婚。 (夫婦の一方は、相手方に左 記の事情に該当するものがあ るときには法院に対して離婚 を請求することができる。)	第89条 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り 離婚ヲ家事審判所ニ請求スル コトヲ得。	第78条 夫妻之一方限於左列情形得向 法院請求離婚。 (夫婦ノ一方ハ次ノ場合ニ限 リ離婚ヲ法院ニ請求スルコト ヲ得。)
一 配偶者カ重婚ヲ為シタル トキ	一、重婚者 (1、重婚をしたとき)	一 妻ニ不貞ノ行為アリタル トキ	一 妻有不貞之行為時 (1 妻ニ不貞ノ行為アリタ ルトキ)
二 妻カ姦通ヲ為シタルトキ	二、与人通姦者 (2、人と姦通したとき)	二 夫ガ著シク不行跡ナルト キ	二 夫之行止甚係不檢時 (2 夫ガ著シク不行跡ナル トキ)
三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ 処セラレタルトキ	三、夫婦之一方受他方不堪同 居之虐待者 (3、夫婦の一方が相手方よ り同居に堪えざる虐待を 受けたとき)	三 配偶者又ハ其ノ直系尊属 ヨリ著シク不当ナル待遇 ヲ受ケタルトキ	三 受配偶或其直系尊属甚不 当之待遇時 (3 配偶者又ハ其ノ直系尊 属ヨリ著シク不当ナル待 遇ヲ受ケタルトキ)
四 配偶者カ偽造、賄賂、猥	四、妻對於夫之直系尊属為	四 自己ノ直系尊属ガ配偶	四 自己之直系尊属受配偶甚

満洲における妻をめぐる立法状況の点描

	妻、窃盜、強盜、詐欺取罪、受寄財物費消、贓物ニ関スル罪若クハ刑法第百七十五条、第二百六十条ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ処セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ	虐待或受夫之直系尊親屬之虐待到不堪為共同生活者 (4. 妻が夫の直系尊親屬に對し虐待したとき、或いは夫の直系尊親屬より虐待を受け共同生活に堪えざるとき)	ヨリ著シク不当ナル待遇ヲ受ケタルトキ	不当之待遇時 (4. 自己ノ直系尊親屬ガ配偶者ヨリ著シク不当ナル待遇ヲ受ケタルトキ)
五	配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサルノ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ	五、夫婦之一方以惡意遺棄他方 在継続状態中者 (5. 夫婦の一方が惡意を以て相手方を遺棄する継続状態にあるとき)	五、配偶者ノ生死ガ三年以上分明ナラザルトキ	五、配偶三年以上生死不明時 (5. 配偶者ノ生死ガ三年以上明ナラザルトキ)
六	配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ	六、夫婦之一方意図殺害他方者 (6. 夫婦の一方が相手方の殺害を意図したとき)	六、其ノ他婚姻ヲ継続シ難キ重大ナル事由存スルトキ	六、其他有難継続婚姻之重大事由時 (6. 其ノ他婚姻ヲ継続シ難キ重大ナル事由アルトキ)
七	配偶者ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ	七、有不治之惡疾者 (7. 不治の惡疾があるとき)		
八	配偶者カ自己ノ直系尊属	八、有重大不治之精神病者		

ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ 之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘ タルトキ 九 配偶者ノ生死カ三年以上 分明ナラサルトキ 十 婿養子縁組ノ場合ニ於テ 離縁アリタルトキ又ハ養 子カ家女ト婚姻ヲ為シタ ル場合ニ於テ離縁若クハ 縁組ノ取消アリタルトキ	(8, 重大な不治の精神病が あるとき) 九、生死不明已逾三年者 (9, 生死が3年以上明らか でないとき) 十、被處三年以上之徒刑或因 犯不名誉之罪被處徒刑者 (10, 3年以上の徒刑に処せ られたとき、或いは不名 誉の罪を犯したことによ り徒刑に処せられたとき)		
--	---	--	--

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

まず、1930年中華民国法典での夫婦間の離婚事由を見ると、第1052条に規定された文言では「与人通姦者」（人と姦通したとき）と、夫婦平等に姦通を理由として相手方に対する離婚請求が出来る規定が置かれていた。中国での民法草案における夫婦間での離婚事由規定の内、姦通をめぐる規定の変遷を見ると、1911年の大清民律草案では「妻与人通姦者」（妻が人と姦通したとき）、「夫因姦非罪被処刑者」（夫が姦非罪に因って、刑に処せられたとき）と、夫婦間で明確に区分されていたが、1928年の親属法草案では「犯姦」（姦通を犯したとき）と、夫婦間の差が排され、最終的に1930年の法典では男女平等原則に基づく離婚事由の規定方法が継承された。

他方、日本では姦通に関する夫婦間の離婚事由の取扱われ方を見ると、明治初期の草案では、熊野敏三らによる『民法草案人事編理由書』では「姦通又ハ太甚シキ不行跡」と夫婦平等の規定が設けられていたが、1890年の旧民法では「姦通但夫ノ姦通ハ刑ニ処セラレタル場合ニ限ル」と夫婦間で区別され、最終的には明治民法の第813条で規定されたように夫婦間での差がより顕著なものとなっていった。その後、当該条項につき各方面より批判的な見解が寄せられていったが、1927年12月に臨時法制審議会が議決答申した民法改正要綱では、「妻ニ不貞ノ行為アリタルトキ。」「夫ガ著シク不行跡ナルトキ。」と定めるように提議され、夫婦間での差は是正されることにはなかった。

こうした各国での法文を比較すると、中国では夫婦間の離婚事由が平等に規定されたことにより、妾を有する夫に対し妻が離婚を請求することが可能となっているが、妾を家属構成員として含め得る条項が盛り込まれたことにより、夫が妻以外の女性を妾として関係を有することが容認される体制が取られていた。日本では、姦通に関する夫婦間の離婚事由は差が設けられたことにより、条文の解釈として夫が妾と関係を有したとしても、直ちにそれを以て妻側の離婚請求の事由とはならず、暗に夫の蓄妾行為が認められる状況が構築されたことが窺える。満洲の親属継承法では、まず中華民国法典と同様に妾を家族

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

の一員と見做し得る規定が設けられしたこと、さらに夫婦間の離婚事由をめぐる規定では日本と同様に姦通の処罰規定が夫と妻とでは差異が設けられたことにより、法文の上では夫の納妾行為が暗に容認されていることとなっている。即ち、満洲においては、立法者は「妾」の文字を法典内にて使用しないように注意を払いつつも、中国・日本両国で一夫一婦容妾制が認められ得る根拠となっている条文が重ねて盛り込まれたことにより、両国よりもさらに積極的に妾の存在が認められるように保護がなされたとも言えよう。

結

刑法や親属継承法で置かれていた法文の解釈に依ると、満洲では妾は明文上廃止されておらず、暗に容認する形式が取られていたことが明らかとなるが、これは実務の場でも見られるものであった。満洲において1940年8月に公布、同年10月に施行された暫行民籍法⁽⁴⁶⁾では、民籍の記載事項は次の通りに定められていた。

第20条

民籍須記載左列事項。

(民籍ニハ左ノ事項を記載スルコトヲ要ス。)

- 一 戸長、前戸長及戸員之姓名
(1 戸長、前戸長及戸員ノ氏名)
- 二 戸長之本籍、住所及籍貫
(2 戸長ノ本籍、住所及出身地)
- 三 戸長及戸員之種族別
(3 戸長及戸員ノ種族ノ別)
- 四 戸長及戸員出生之年月日

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

- (4 戸長及戸員ノ出生ノ年月日)
- 五 戸長來満之年月日
- (5 戸長ノ來満ノ年月日)
- 六 戸長來往於住所地之年月日
- (6 戸長ガ住所地ニ來往シタル年月日)
- 七 為戸長或戸員之事由及年月日
- (7 戸長又ハ戸員ト為リタル事由及年月日)
- 八 戸長及戸員之生父母之姓名並戸長及戸員与生父母之關係
- (8 戸長及戸員ノ実父母ノ氏名並ニ戸長及戸員トノ統柄)
- 九 戸長或戸員係養子時其養父母及生父母之姓名並養子与養父母及生父母之關係
- (9 戸長又ハ戸員ガ養子ナルトキハ其ノ養父母及実父母ノ氏名並ニ養子ト養父母及實父母トノ統柄)
- 十 戸長与前戸長及戸員之關係
- (10 戸長ト前戸長及戸員トノ統柄)
- 十一 由他戸入為戸長或戸員者其原籍，原籍之戸長之姓名及其戸長与為戸長或戸員者之關係
- (11 他戸ヨリ入りテ戸長又ハ戸員ト為リタル者ニ付テハ其ノ原籍，原籍ノ戸長ノ氏名及其ノ戸長ト戸長又ハ戸員ト為リタル者トノ統柄)
- 十二 戸長非家長之戸其家長之姓名及本籍並家長与其戸長及戸員之關係
- (12 戸長ガ家長ニ非ザル戸ニ付テハ家長ノ氏名及本籍並ニ家長ト其ノ戸長及戸員トノ統柄)
- 十三 有監護人者其監護人之姓名及本籍並其就職及任務終了之年月日
- (13 後見人アル者ニ付テハ後見人ノ氏名及本籍並ニ其ノ就職及任務終了ノ年月日)
- 十四 除前列各款外關於戸長或戸員之身分事項
- (14 前各号ノ外戸長又ハ戸員ノ身分ニ關スル事項)

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

この民籍法に対して「妾之称呼於与戸長之関係欄応記載妾否。」(妾ノ称呼ハ戸長トノ統柄欄ニ妾ト記載スペキヤ。)との質疑がなされた際に、「如貴見。」(貴見ノ通り。)という解答がなされている⁽⁴⁷⁾。さらに、「妾ノ入籍ニ際シテハ家族ト看做サレタル以上夫(妾ノ関係ヲ結ブ者)ノ姓ヲ冠スルヲ原則ト解スペキヤ如何。」との問い合わせに対し、「貴見ノ通。」と解答されているところからも⁽⁴⁸⁾、妾を家族の一員として捉え、これに保護を与える形式が取られていたことが分かる⁽⁴⁹⁾。

広義の東アジアにおける一夫一婦容妾制の体制を改めて見るならば、日本・中国・タイでは独立国としての立場を保持しながら近代法の継受を行った国々で形成されたが、この体制は植民地支配を受け特殊な法領域にあった満洲にも伝播していたことが分かる。即ち、満洲においても公布された法律の条文には妾を明文化することはなかったものの、夫が正式な配偶者として娶った妻以外に、妾と関係を有することを可能とした点から見て取れる。但し、一夫一婦容妾制の立法状況を比較すると、各国での相似点及び相違点が浮彫りとなる。

日本及び中国では共に一夫一婦容妾制が形成されたが、妾を容認するために取られた法文での対応を見るならば、差異が見受けられる。刑法上の姦通罪の規定をめぐる動きで言うと、日本では姦通罪は「有夫ノ婦」のみを処罰することになっていたため、夫が例え妾を有していたとしても処罰されることは無かった。中国では1928年刑法では夫は処罰されることは無かったが、1935年刑法では夫婦平等に姦通を処罰するように法文が改められたことにより、夫が妾を有した場合処罰され得ることとなった⁽⁵⁰⁾。民法上の姦通をめぐる夫婦間の離婚事由を見ると、日本では夫婦間で差が設けられ、妻が姦通を犯した場合は夫の離婚事由となるのに対し、妻の方は夫が姦淫罪で刑に処せられない限り離婚を提起出来ないこととなり、暗に夫が妾を有することが可能となっていた。対する中国では、夫婦間の離婚事由が平等に規定されたため、夫の蓄妾行為が妻の離婚提起事由となったものの、同じ家に同居して永久に共同生活をしている者は家属の一員と見做される規定が置かれたことにより、依然として夫が妾

を有することを可能とした。

こうした日中比較での一夫一婦容妾制の根拠となる法文の相違点を踏まえた上で、満洲における一夫一婦容妾制を改めて見るならば、日本及び中国の影響が窺えるのが興味深い現象として注目される。つまり、日本でも満洲でも、刑法典では姦通罪の適用を夫から排除する男女不平等の規定が置かれ、民事上の問題となる裁判上の離婚事由は夫婦間で差が設けられる体裁が取られた。そのため、刑法の姦通罪や親属継承法の夫婦間の離婚事由をめぐる日・満の規定を比較すると、満洲の刑法や親属継承法内には日本刑法や日本的人事法案の規定とほぼ同様の条文が設けられていたことが分かる。他方、親属継承法にて妾を親属には含めずに家族の一員と見做す規定を置くことで、妾自身を扶養の対象に含め、さらに家産の分配の観点からも一定程度の保護を与えた点は、中国での規定に倣ったものである。このような満洲における一夫一婦容妾制形成の背景には、その要因として満洲では数多くの日本人法学者が立法に関わったこと⁽⁵¹⁾、さらに千種を中心として親属継承法の立法者が積極的に現地における慣習調査を行い法文に反映させたこと、さらに1930年中華民国民法の規定を参考した結果として日本や中国の一夫一婦容妾制とは相違する部分も生じたと考えられる。東アジアにおける民法典編纂史を概観すると、満洲民法は日本民法と中華民国民法双方の影響を受けたものとして描かれているが⁽⁵²⁾、妾をめぐる立法作業でもその過程が垣間見える。

満洲における妾に関連する判例を見ると、妾の遺産請求権について認めてこれを保護する事例が見られる（康徳4年結第199号（康徳4年（1937年）7月17日民事第1庭判決発回））⁽⁵³⁾。こうした妾を容認し保護する実態につき、判例を題材として検討を行う必要があると考えるが、詳細については他日に期したい。また、東アジアで西洋諸外国からの植民地支配を経験した地域における近代法継受の過程では、一夫一婦制との兼ね合いから、婚姻や夫婦関係の法的問題についての慣習調査を行い、その調査報告もなされている⁽⁵⁴⁾。こうした観点からは、近

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

代東アジアにおける妾の法的問題を総合的に見るために、日本の統治下における台湾・朝鮮半島・満洲で行われた慣習調査との比較も要するが、この点についてのさらなる検討は今後の課題として考察を進めてゆくこととしたい。

註

- (1) 摘稿「近代中国における妾の法的諸問題をめぐる考察」『東洋文化研究所紀要』第166冊、2014年、184(101)-136(149)頁。摘稿「法文及びディーカー裁判所の判決から見た近代タイにおける妾の法的諸問題をめぐる考察」『東洋文化研究』第17号、2015年、53-81頁。摘稿「近代日本における妾の法的諸問題をめぐる考察（一）・（二・完）」『法学研究』第102号及び第103号、2017年、79-125頁及び175-208頁。
- (2) 千種は、東亜法秩序の建設という観点から、立法に際しては満洲のみならず台湾や朝鮮半島等、広範な地域に亘り重大かつ共通する問題があることを指摘している。千種達夫「東亜法秩序の建設について－親族相続法の立法を中心として（二・完）」『法律時報』第14卷第2号、1942年、58-61頁。千種達夫『東亜法秩序の建設とその立法』（日本法理叢書第27輯）日本法理研究会、1943年、36-46頁。
- (3) 満洲の法制度や各法分野を概説した主要なものとしては、当時次のような書籍が出版されている。尾上正男『満州国基本法大綱』郁文社、1940年。長谷鎮広『満洲帝国主要法令解説』清水書店、1940年。柚木馨『満洲国民法総論』有斐閣、1940年。高橋貞三『満洲国行政法』満州書籍配給、1941年。市之瀬涉『満州国刑事訴訟法大綱』東亜書房、1941年。市之瀬涉『満洲国刑法大要』東亜書房、1941年。角村克己『註釈満洲会社法』有斐閣、1943年。高橋貞三『満洲国基本法』有斐閣、1943年。

近年では、次のものが発表されている。小口彦太「満州国民法典の編纂と我妻栄」池田温・劉俊文編『法律制度』（日中文化交流史叢書第2巻）大修館書店、1997年、325-360頁。宮川基「満洲国刑法の研究」『東北学院法学』第66号、2007年、81-138頁。小野博司「満州国の行政救済法制の性格に関する一試論－1937（康徳4）年訴願手続法を中心に－」『神戸法学雑誌』第64卷第1号、2014年、17-70頁。高見澤磨「我妻栄の中華民国民法典註解と満州国民法への言及－「新発見」資料の紹介を中心に」『名古屋大学法政論集』第255号、2014年、183-198頁。

中国語文献としては、主に以下の研究がある。孟詳沛「偽満洲国民法典若干問題研究」『社会科学』2008年第12期、88-93頁。吳旅燕・張闡・王坤著『偽満洲国法制研究』（上海政法学院学術文庫－行政法学叢書）中国政法大学出版社、2013年。

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

鍾放『偽満洲国法治幻象』(東北師範大学日本研究叢書) 商務印書館, 2015年。

英語文献としては、次のものが挙げられる。Thomas David DuBois, "Rule of Law in a Brave New Empire: Legal Rhetoric and Practice in Manchukuo", *Law and History Review*, Vol. 26, No. 2, 2008, pp. 285-317. Thomas David DuBois, "Inauthentic Sovereignty: Law and Legal Institutions in Manchukuo", *The Journal of Asian Studies*, Vol. 69, No. 3, 2010, pp. 749-770.

- (4) ここで当時表記されていた「親属」が「親族」と同種の用語であると見做す見解と、両者の間には明確に区別がなされていたとする見解があり、議論の余地があるところでもある。大塚勝美『中国家族法論歴史と現状』御茶の水書房, 1985年, 156-158頁。

本稿においては便宜上当時の表記に従い、翻訳箇所も原文に倣うこととし、引用箇所を除き原則として「親属」の表記を用いる。

- (5) 引用に際しては、主に「政府公報」(李茂杰主編『偽満洲国政府公報全編』綾装書局, 2009年(影印本))を利用したが、他にも、國務院法制局編纂『満洲国法令輯覽』満洲行政学会, 1934-1940年、及び、大同印書館編輯部編『満洲帝国現行法令類纂』大同印書館, 1941年、も適宜参照した。

- (6) 泉二は審核に就任後、1935年8月及び1936年8月の2回に亘り渡満し、旅順・大連・新京・奉天・吉林・ハルビン・熱河等を訪れ、現地の状況を視察した上で刑法草案の審議に参加している。城富次「満洲国司法部審核時代」岩切登編『泉二新熊伝』泉二新熊伝編纂会, 1955年, 363-365頁。

- (7) この条文は、刑法典立法の際の「従来の家族制度的醇風美俗は努めて之を維持助長せしむる方針」に倣い、「親族間の情義孝道等に深く意を用ふる所があつた。」ものとして、特徴的な規定の一つとして挙げられている。飯塚敏夫「満洲国新刑法典の公布に際して(下)」『法律新聞』第4084号, 1937年, 4頁。飯塚敏夫「新刑法典の公布に際して」『日本法学』第3卷第3号, 1937年, 72頁。安平政吉「満洲国の新刑法に就いて」『台法月報』第31卷第2号, 1937年, 54頁。

- (8) 夫婦共に姦通を理由として平等に処罰される規定を有していた刑法典として、1872年ドイツ刑法や1878年ハンガリー刑法がある。ドイツ刑法は第172条第1項にて「姦通ニ因リ離婚セラレタル配偶者及ヒ其相姦者ハ六月以下ノ禁錮ニ處ス」、ハンガリー刑法では第246条第1項にて「姦通罪ニ付テハ確定判決ヲ以テ夫婦ノ離婚又ハ別居ヲ言渡シタルトキニ於テ刑ノ最高点トシテ犯人ヲ三月ノ禁錮ニ處ス可シ」との規定が設けられていた(前者の法文は、法律日日社編『独伊対照日本新旧刑法』鍾美堂書店, 1908年を、後者はマルチネー、ダレスト共訳、植村彦八重訳『匈牙利刑法』司法省, 1892年を参照した)。ロシア刑法でも第1585条において姦通を夫婦平等に処罰していた(アニシモーフ著、寺田実訳『魯西亞刑法』司法省, 1882年)。

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

一方で、夫婦間で差が設けられていた国の法文としては、フランス刑法、イタリア刑法、ベルギー刑法等があった。フランス刑法では第337条第1項で「姦通ノ証アル婦ハ三月ヨリ少カラス二年ヨリ多カラサル時間禁錮ノ刑ニ処セラル可シ」、イタリア刑法では第353条で「姦通ヲ為シタル婦ハ三月以上三十月以下ノ禁獄ニ処ス」、ベルギー刑法では第387条第1項で「凡ソ姦婦罪ニ伏スル者ハ三月ヨリ二年マテノ獄ニ処ス可シ」、とそれぞれ規定され、基本的には婦女を処罰対象としていた。その反面、各国の法典では夫が妻以外に妾を蓄えた場合の処罰規定も盛り込まれていた。例えば、フランス刑法第339条は「夫ノ其家ニ娼婦ヲ蓄ヒ置キ其婦ノ訴訟ニ因テ其罪ノ証ノ發覚シタル時ハ其夫百「フランク」ヨリ少カラス二千「フランク」ヨリ多カラサル罰金ノ言渡ヲ受ク可シ」、イタリア刑法第354条第1項は「夫其婦ト共住スル家屋内又ハ顯ハニ他所ニ妾ヲ蓄フルトキハ三月以上三十月以下ノ禁獄ニ処シ且其処刑ノ結果トシテ夫權ヲ失ハシム」、ベルギー刑法第389条第1項は「凡ソ夫其家ニ外婦ヲ蓄フル罪ニ伏スル者ハ一月ヨリ一年マテノ獄ニ処ス可シ」、との規定が置かれていた（それぞれの法文は、『各国刑法類纂』司法省、1879年や上記『独伊対照日本新旧刑法』、及び今村和郎訳『白耳義刑法 完』司法省、1882年に依る）。

- (9) 当初、1934年11月1日に行われた立法院の三読会における審議の結果、姦通罪は「有夫之婦与人通姦者、処一年以下有期徒刑。其相姦者、亦同。」（有夫の婦で人と姦通した者は、1年以下の有期徒刑に処する。その相姦者も亦同じ。）との規定が置かれることに決した。これは1928年刑法の規定と比較すると、刑期は短縮されていたものの、処罰対象は依然として婦女ののみとなっていた。この点につき、多くの婦女団体が非難する声明を発表、姦通罪を男女平等に処罰することを求める活動を行い、最終的に同年11月29日開催の立法院第84次例会にて再議され、男女平等に姦通罪を適用し処罰する規定が置かれることとなった。
- (10) 満洲刑法に関する概説書の中では、姦通罪の立法例を紹介する際に、「1. 法律上不認通姦罪者（例如英國）2. 関於通姦罪夫婦平等者、（-例如中華德奧）3. 関於夫之通姦、止於特別情形、例如使妾與妻同居者是、（例如法國）4. 只处罚妻之通姦者、（例如滿日）」と区分し、姦通の処罰対象を女性のみとする極端な不平等主義を探用しているのは満洲及び日本の刑法であることが示されている。程光銘『満洲刑法分則講義』福文洪印書局、1937年、71-73頁。
- (11) 前掲（註3）市之瀬『満洲国刑法大要』281頁。
- (12) 概説書でも、姦通罪の主体の一方は有夫の婦、即ち婚姻継続中の妻でなければならず、婚姻外の妾媵や寡婦は主体とならないことが記されている。前掲（註3）市之瀬『満洲国刑法大要』282頁。
- (13) 飯塚敏夫「満洲の犯罪と其の特異性」『法律時報』第11卷第6号、1939年、

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

43-44 頁。

- (14) 民事司第三科「民籍質疑「解答」事項（二）」『法曹雑誌』第 8 卷第 4 号, 1941 年, 582 頁。
- (15) 東京大学東洋文化研究所図書室に所蔵されている「満洲国民法起草大綱」（1936 年 3 月 28 日印刷）によると、当初は 1937 年 12 月末までに総則・物権・債権の各編の法案を確定する計画であった。
- (16) 1938 年の初めに親属編・継承編が制定される予定であったとされる。「満洲国民法公布」『満洲評論』第 12 卷第 24 号, 1937 年, 22 頁。
- 尚、中華民国民法が援用されていた当時、満洲における婚姻法を慣習の観点から検討したものとして、瀬下清明「満洲国婚姻法」台北比較法学会編『比較婚姻法 第一部－婚姻の成立－』岩波書店, 1937 年, 99-163 頁、がある。
- (17) 親属継承法を単行法とする旨については、早稲田大学図書館所蔵の千種達夫文書、『親属継承法編纂方針案』（康徳八、四、三）・『親属継承法（親族相続法）編纂方針ノ説明』（康徳九、一、三一印刷）（何れも『康徳六年起 親族相続立法資料』所収）にて記されている。
- その理由につき、司法部は「日本の親族相続法の改正案も仮りに単行法とすることにして人事法と称していますが、満洲では日本におけるよりも一層単行法とする必要がある訳です。即ち民法の他の部分と適用を受ける民族の範囲が異なるのみならず、法文に道義的色彩を多く取入れるため次に説明するやうに文章は通俗平易を旨とし、日文は口語体によりたい考へですが、これは法文の体裁も民法の他の部分と異なるからであります。」と説明している。千種達夫文書、司法部「親属継承法とは何か（一）－その立法方針と要綱－」『旬報 93』1942 年, 15 頁。
- (18) 委員会は 3 部に分けられており、第 1 部が親属継承法、第 2 部が民籍法・人事訴訟法、第 3 部が破産法・和議法を担当することとなった。『康徳八年版・昭和十六年版 満洲国現勢』満洲国通信社, 1941 年, 125 頁。
- (19) 親属継承法要綱については、千種達夫「満洲國親屬継承法の立法方針と要綱」『早稲田法学』第 21 卷, 1942 年、及び千種達夫『満洲親族相続法の要綱』（日本法理叢書第 26 輯）日本法理研究会, 1943 年に収録されている。また、柚木馨『満洲民法読本』満洲有斐閣, 1942 年、にも附録として載録されている。
- (20) 千種達夫「親族相続法立案上の諸問題」『法律時報』第 11 卷第 6 号, 1939 年, 21-26 頁。前掲（註 2）千種「東亜法秩序の建設について－親族相続法の立法を中心として（二・完）」58-61 頁。
- (21) 国民政府法制局擬「親属法草案之説明」『法律評論』第 264 期（第 6 卷第 4 号）、1928 年, 24-33 頁。
- 尚、和訳されたものは前掲（註 20）千種「親族相続法立案上の諸問題」24 頁に

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

も記されている。

- (22) 『満洲国現勢』によると、調査のために新京法政大学・大同学院・建国大学・吉林師道高等学校・札蘭屯師道学校・王爺廟興安学校の各学生を動員した、と記されている。前掲（註18）『康徳八年版・昭和十六年版 満洲国現勢』125頁。
- (23) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』1971年、406頁。前野茂『満洲国司法建設回想記』日本教育研究センター、1985年、127-128頁。
- (24) 満洲国司法部『満洲家族制度慣習調査 第一卷』有斐閣、1944年。
- (25) 千種達夫編著『満洲家族制度の慣習』一粒社、1964年。
- 千種の手による出版の他にも、当時の慣習調査の結果に関連する書籍が出版されており、南満洲鉄道株式会社編『満蒙諸慣習概要 附商租地畝須知』満蒙文化協会出版部、1920年、や、『吉黒両省ノ民事習慣調査ニ就テ 附吉林省風俗調査』國務院統計處、1934年、等がある。
- (26) 管見の限りでは、千種達夫文書の中に、『慣習調査項目』（康徳六年十二月六日印刷 司法部参考官室）・『満洲家族制度の慣習調査（日本内地人学生調査項目）』（康徳七年七月 新京法政大学）（何れも『康徳六年起 親族相続立法資料』所収）、及び『司法部親属継承慣習調査録』（第八次調査項目満文版 康徳七、一一、一印刷）（『満洲親属継承法』所収）と記されている、慣習調査項目の雛形がそれぞれ確認できた。また、同雛形を利用した各地の慣習調査報告書の原本（『親族、相続に関する慣習調査報告書』（興安西省阿魯科爾沁旗・熱河省喀喇沁左、右、中旗、翁牛特右旗）・『親族ニ関スル慣習調査』（蒙古ダホール族ノ慣習・興安東省及同省莫力達旗公署）・『親族・相続に関する慣習調査報告書』（興安北省索倫旗）・『親属継承の慣行』（蒙古興安西省奈曼旗・興安東省阿榮旗）・『親属継承の慣行』（蒙古興安南省東科中旗・扎賚特旗・興安北省西新巴旗））も併せて所蔵されている。
- 慣習調査項目の雛形の内、『司法部親属継承慣習調査録』（第八次調査項目満文版 康徳七、一一、一印刷）は、千種達夫『満洲家族制度の慣習Ⅲ』一粒社、1967年にて示されている慣習調査の項目と若干の差異はあるもの、類似点が多いため、併せて整理しておく。
- (27) その際、「注意抄写務必能如其原物之様而表現之（記載之形式亦如原物例如寫於紅布之場合記載其旨。）」（「写ハ出来ルダケ實物ヲヨク表スヤウ注意スルコト（記載ノ形式モ實物通トシ例ヘバ赤イ布ニ書イテアル場合ハソノ旨ヲモ記載スルコト）」）と細かく指示がなされていた。前掲（註26）『司法部親属継承慣習調査録』（第八次調査項目満文版 康徳七、一一、一印刷）。前掲（註26）『慣習調査項目』（康徳六年十二月六日印刷 司法部参考官室）。
- (28) 座談会の模様は、「親族相続の立法に関する満系婦人座談会」『法曹雑誌』第8卷第5号、1941年、95-105頁、及び「満系青年婦人の親族相続座談会」『法曹雑誌』

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

第8卷第9号、1941年、98-109頁、に掲載されている。

また、2回の座談会における質問事項を整理したと思われる、『満系婦人座談会以親属繼承法上關於女子之制度為主』及び『満系青年婦女關於法制座談會（以親屬繼承法上之問題為中心）』（康徳八年四月一九日（於国都飯店））（何れも『康徳六年起 親族相続立法資料』所収）の資料が、千種達夫文書に所蔵されている。

- (29) 興味深いことに、妾を有する者に対し税を課するという発想は、妾の取り扱いをめぐり議論となった日本や中国でも見られたものであった。

日本では、妾を有している者に納税の義務を負わせることにより、厳重な制裁が加えられる旨を指摘する意見が当時の新聞や雑誌に寄せられている。井上美代「廢妾か課税か」『女性』第12卷第3号、1927年、114-117頁。高島米峰「畜犬税と蓄妾税」『東京朝日新聞』1912年11月20日。

越後の区議会では、妾宅には5倍の税が課せられることに決したとの報道もなされている。「妾宅税と婚姻税」『女学雑誌』第357号、1893年、26頁。

また、中国でも課金により蓄妾の弊風を取り除く方法に言及しているものがある。「法律上須按女子的年齢、而規定一定的聘金：而對於娶妾的娶金、又須特別加重。」（法律上女子の年齢により一定の結納金の支払いを規定すること、妾を娶る場合は結納金の金額を高くすること。）とし、具体的には18歳の女子を妻とする場合の結納金は200元、妾とする場合は200元以上とすることを提言する論稿が示されている。符致遠「蓄妾問題」『婦女周刊』民国14年第19期、1925年、145-148頁。

実際に、北洋政府の司法部が公布した納妾限制条例には「納妾須在警察署注册、貼印花四十元。」（妾を納める場合には警察署へ登録し、40元の印花税を払わなければならない。）との規定が盛り込まれていた。嵩山薛「『納妾限制』」『現代婦女』第31期、1923年、1頁。程郁『納妾 死而不僵的陋習』上海古籍出版社、2007年、116頁。

- (30) 滿洲國司法部『親属繼承法要綱審議録』1942年、65頁。

尚、『親属繼承法要綱審議録』は、浅野豊美編集・解説『大東亜法秩序・日本帝国法制関係資料 第3期 滿洲国関係・蒙疆政府関係資料』[14]～[16]、第34巻～第36巻、龍溪書舎、に復刻版として収録されている。

- (31) 詳細は、1941年8月15日に最高法院会議室において開催された第2次小委員会第9回の席上にて審議されている。前掲（註30）『親属繼承法要綱審議録』652-658頁。

- (32) この文言は、要綱の第1次案（1941年6月5日）にて示され、第2次案（1941年7月21日）でも同じ文言が採用されている。千種により示された最初の親属繼承法大綱試案（1941年4月11日）では、「妾ニ付テハ法律上之ヲ明定シナイコトトシ、唯事實上存スル妾ニ付テ援用民法第千百二十三条第三項、第千百十四条ノ如キ保護規定ヲ設ケルコト」となっていた。同年4月16日に開催された第1次起草委

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

員会第4回の席で、千種は「法文上妾と云ふ文字は全然出さないことにして、右援用民法のやうに実質的に妾を表す文句を記載すればよいでせう。」と述べている。前掲（註30）『親属継承法要綱審議録』70頁及び89頁。

1941年10月3日に出された親属継承法要綱案でも、「妾ニツイテハ直接規定ズ、唯間接ニ保護スル規定ヲ設ケルコト」の文言で決定されている。千種達夫文書、司法部参事官室『親属継承法要綱案（民事法典審議委員会第一部小委員会決定）』（『康徳六年春 親族相続立法資料』所収）、1941年、24頁。

- (33) 小委員会の終了後、現在までの妾を保護する一方で、将来の妾を保護しないのは実情に即さない、という理由から、再度院長室で意見が交わされ、要綱の内容に決したことが記されている。千種達夫「故井野英一先生と満洲時代の思い出」『判例時報』第552号、1969年、19頁。
- (34) 前掲（註19）千種「満洲国親属継承法の立法方針と要綱」34-36頁。前掲（註19）千種『満洲親族相続法の要綱』25頁及び27頁。
- (35) 「親属継承法の波紋」『満洲評論』第21卷第21号、1941年、30頁。
中川善之助も「機宜を得た処置といへやう。妾の如き一夫多妻の形式を認めるは近代国家の恥であるといふやうな、一片の観念論に惹かれて、その国の実情を無視する態度は慎しむべきであらう。」と述べている。中川善之助「満洲国に於ける親族関係と家族関係－親属継承法要綱を中心として－」『法学』第12卷第6号、1943年、19頁。
- (36) 千種達夫文書、司法部参事官室『親属継承法 親属編試案（千種）』（康徳一〇、一、三〇作成 康徳一〇、二印刷）（『満洲親属継承法』所収）1943年。
- (37) 千種達夫『満洲家族制度の慣習Ⅱ』一粒社、1965年、96頁。千種達夫「妾」『時の法令』第592・593号、1967年、35頁。
- (38) 当該条文に類似するものとして、中華民国民法典の下記の規定が挙げられる。

第1114条

左列親属互負扶養之義務。

（次に掲げる親属は互いに扶養の義務を負う。）

一 直系血親相互間

（1 直系血親の相互間）

二 夫妻之一方与他方之父母同居者其相互間

（2 夫婦の一方が他方の父母と同居している場合の相互間）

三 兄弟姉妹相互間

（3 兄弟姉妹の相互間）

四 家長家属相互間

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

(4 家長と家属の相互間)

つまり、中華民国民法典の第 1123 条で妾は家属の一員と見做され、第 1114 条に基づき妾は扶養される対象に含まれることとなっている。これは、満洲の親属継承法でも類似する点として挙げられよう。

満洲での実態で見ると、座談会の席上で「妾は家庭の一員ですが、相続権はない。然し扶養を受ける権利があるし、妾の子女は当然夫の遺産を相続することができます。」との発言があることから、妾は家族の一員として扶養を受けることが実態として認められていたように見受けられる。前掲（註 28）「満系青年婦人の親族相続座談会」108 頁。

- (39) 前掲（註 19）千種「満洲国親属継承法の立法方針と要綱」52 頁、72 頁及び 93 頁。
前掲（註 19）千種『満洲親族相続法の要綱』46 頁、68 頁及び 106 頁。

妾に財産の酌量給与を受ける権利を認めたことにより、妾を間接的に保護したことになった旨を紹介している記事もある。「親属継承法要綱決定」「満洲評論」第 22 卷第 7 号、1942 年、29 頁。

- (40) こちらも類似する法体制として、中華民国民法典の下記の規定がある。

第 1149 条

被继承人生前継続扶養之人、應由親屬會議依其所受扶養之程度及其他關係、酌給遺產。

（被继承人が生前に継続して扶養していた者につき、親屬會議においてその扶養を受けた程度及びその他の関係により、遺産を酌量して給付する必要がある。）

前掲（註 38）での中華民国民法第 1114 条に基づき、妾は扶養される対象に含まれることとなり、それにより第 1149 条にて妾に遺産の酌量給付を受ける権利が認められることとなる。文言は異なっているものの、妾に対する財産の給与が暗に認められることになっている点については、中華民国民法典と満洲の親属継承法での類似点を見ることが出来よう。

尚、『親属継承法要綱審議録』では、妾の継承権につき審議されている過程で、上記の中華民国民法第 1149 条が取り上げられている。その際、同条での親属会を介在させるのは面倒であるので必要はないこと、又「被继承人が生前に継続して扶養していた者」では被继承人の親友も入り得るため範囲が広くなること、という意見が挙がっている。中国と満州での両法における文言の差異を見る上では、貴重な意見と見られる。前掲（註 30）『親属継承法要綱審議録』198 頁及び 828 頁。

- (41) 千種達夫文書、前掲（註 36）『親属継承法 親属編試案（千種）』（康徳一〇、一、

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

三〇作成 康徳一〇、二印刷 及び『親属継承法案（文語体）』（康徳一一、四、五、整理 康徳一一、四、五、印刷）・『親属継承法案』（康徳一一年九月整理）（何れも『満洲親属継承法』所収）でそれぞれの草案で示されている条項を見ると、重婚禁止規定は当初より一貫して設けられていたことが確認できる。

- (42) 朱廣文「親属継承法要綱解説（二）」『法曹雑誌』第9巻第6号、1942年、782頁。
- (43) 親属継承法草案で示されている条項は、翻訳の文言に若干の差異は見受けられるものの、基本的には裁判上の離婚事由は同一であった。千種達夫文書、前掲（註36）『親属継承法 親属編試案（千種）』（康徳一〇、一、三〇作成 康徳一〇、二印刷）及び前掲（註41）『親属継承法案（文語体）』（康徳一一、四、五、整理 康徳一一、四、五、印刷）・『親属継承法案』（康徳一一年九月整理）。
- (44) この文言は、要綱の第1次案から使用されている。最初の要綱の試案では「裁判上ノ離婚原因ニ付テハ各立法例及慣習上認メラルモノヲ參酌シ、特ニ家族制度ノ維持及妻ノ地位ノ保護等ヲ考慮シテ規定スルコト。」となっていた。前掲（註30）『親属継承法要綱審議録』70頁。
- (45) 但し、慣習調査の報告によると、奉天省蓋平県（報告者：除俊秀）では夫の納妾行為により夫婦が別居する事例が多数報告されている。千種達夫文書、『満洲親族相続慣習調査集』（『康徳六年起 親族相続立法資料』所収）36-37頁。
また、座談会の席にても、夫が妾を有している家庭では8割程度は家庭内不和の状況にあるとの意見も示されている。前掲（註28）『親族相続の立法に関する満系婦人座談会』102頁。
- (46) 同法は、『法律時報』第12巻第11号、1940年、67-74頁、に掲載されている他、浦野起央編著『資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第2巻 アジアI b』パピルス出版、1987年、863-875頁、にも再録されている。また、同法を分析したものとして、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍－満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010年、が挙げられる。併せて参照されたい。
- (47) 民事司第三科「民籍質疑「解答」事項」『法曹雑誌』第8巻第3号、1941年、439頁。
- (48) 司法部民事司「民籍「質疑解答」事項（一〇）」『法曹雑誌』第9巻第9号、1942年、1181頁。
- (49) 『親属継承法要綱審議録』内での議論でも、親属継承法にて妾を明文化せず、他方で民籍にて妾を明記することに肯定的な意見が挙がっている。前掲（註30）『親属継承法要綱審議録』830頁。
- (50) 但し、35年刑法と同時に公布された刑法施行法第9条では「刑法第二百三十九条之規定於刑法施行前非配偶而以永久共同生活為目的有同居之關係者不適用之。」（刑法第239条の規定は、刑法施行前に配偶者では無くして永久に共同生活を為す目的で同

満洲における妾をめぐる立法状況の点描

居している関係者にはこれを適用しない。)と定められたため、刑法典施行前の男女関係には効力が及ぼされず、妾を暗に容認するようになっていた。

- (51) 主要法典では、民法は穂積重遠・我妻栄、商法は松本蒸治・田中耕太郎、民事訴訟法は池田寅次郎、刑法は泉二新熊、刑事訴訟法は小野清一郎らがそれぞれ立法顧問として審核の任に就いた他、法制一般は村上貞吉が担当した。『康徳三年版 満洲国現勢』満洲国通信社、1936年、115頁。前掲(註23)『満洲国史 各論』380頁。前掲(註23)前野『満洲国司法建設回想記』61頁。山室信一「「満洲国」の法と政治－序説」『人文学報』第68号、1991年、148頁。申政武「満洲国民法解題」前田達明編『史料民法典』成文堂、2004年、1703頁。

審核の任に多くの日本人が就いた他、1935年12月における満洲司法部の職員109名の内、日本人は56名いたとの統計が示されている。また司法部法学校の内訳を見ても、17名の内11名を日本人が占めていた。中央档案館・中国第二歴史档案館・吉林省社会科学院合編『偽満傀儡政権』(日本帝国主義侵華档案資料選編3)中華書局、1994年、402頁。

- (52) 鈴木賢「試論・東アジア法系の成立可能性」『北大法学論集』第53卷第3号、2002年、308-319頁。
- (53) 『最高法院民事判決例集』第1卷・第2卷、法曹会、1937年、387-394頁。
- (54) 一例として、フランスが行った慣習調査が挙げられる。詳細は、福井勇二郎「一夫多妻制に関する安南の慣行について」『法学協会雑誌』第62卷第1号、1944年、1-18頁、及び、福井勇二郎「婚姻に関する安南人の慣行」『法学協会雑誌』第62卷第9・10号、1946年、567-590頁、に詳しい。